



青森県内の消防職員向けに

ハラスメント等相談窓口



を設置しました！

設置目的

ハラスメント等の事案の解決を目指すため、消防本部や市町村には相談しにくい、通報したが適切な対応が行われなかったなどの場合に備えて設置しました。

対象者

ハラスメント等を受けたと考える県内の消防職員の方だけでなく、その御家族、上司、同僚の方など広く御相談いただけます。

相談内容

ハラスメント等に関することであれば、広く受け付けます。

(例)

- ・上司から暴力行為を受けたが、これはパワハラに当たるのではないか。
- ・消防本部や市町村に相談したが、相談に乗ってくれなかった。
- ・消防職員である配偶者がパワハラに悩んでいるが、どうしたらいいか。

相談後の対応

相談者からの相談に対して助言を行うほか、相談者の要請や同意があれば、

- ・関係消防本部や市町村に相談内容の情報提供を行います。
- ・関係消防本部等から過去の経緯等を聞き取った上で、関係消防本部等に適切な対応を取るよう助言します。

※ハラスメント対策の実施や消防職員の処分等については、消防本部の権限・判断であり、県としてできることは、関係消防本部への情報提供及び助言となります。

情報の秘匿性の確保

相談は匿名で行うこともできます。関係消防本部等への情報提供を行うに当たっては、相談者の方に、どこまで情報提供してよいかなどの確認を行い、相談者の方が不利益な取り扱いを受けないよう十分配慮します。

設置場所・連絡先

本窓口は、青森県危機管理局消防保安課内に設置しています。御相談の際は下記の連絡先に電話してください。電話の際は「ハラスメント等の相談」である旨お伝えください。

対応時間：平日 **8:30～17:15** TEL：**017-734-9077**（専用回線）

※電子メールでも相談を受け付けておりますが、相談内容について詳細に把握するため、相談員から電話をおかけすることとしていますので、必ず、電話番号と都合のよい時間を記載の上、下記メールアドレスに御連絡ください。

E-mail：shobosodanin@pref.aomori.lg.jp（相談員専用アドレス）